

請 願 文 書 表 (平成30年12月6日定例会提出)

請願第8号

議案第113号奈良市一般廃棄物処理手数料等の値上げに関する条例改正に反対する請願書 (補正予算等特別委員会付託)

平成30年12月5日受理

請 願 者 奈良市中筋町18
奈良市浴場組合
組合長 大 西 弘 一
紹介議員 塚 本 勝 植 村 佳 史

(要旨)

事業系一般廃棄物処理手数料を現行の10キログラム当たり100円から160円に、産業廃棄物処分費用を現行の10キログラム当たり200円から260円への唐突な値上げをされようとしています。私たちが中小零細企業の排出事業者にとっては地方におけるデフレ経済が回復していない状況下であり、人件費の高騰と労働者不足に大変苦慮しています。そのような中での値上げは10月の消費税増税と重なり経営をさらに圧迫し、深刻な経営難に陥る小規模事業者が出ることを懸念しています。

さらに、奈良市清掃業務審議会の平成21年の家庭系一般廃棄物の収集を有料化すべきとの答申に対して市は放置したままで、ごみ処理費用の負担増を排出事業者にのみ求めることは合理性を欠いており、このことは看過できないことから、一般廃棄物処理手数料等の値上げに反対いたします。

(理由)

1. 廃棄物処理手数料の改定に係る平成30年7月5日付奈良市清掃業務審議会の答申(以下、「本答申」と言います。)によれば、事業系一般廃棄物処理手数料の値上げの理由は「現在のごみ処理原価と乖離し、周辺自治体の手数料との間にも格差が生じ、市外の事業所から排出された一般廃棄物の流入が懸念される」とのことです。しかし、平成25年度と同29年度を比較すると、奈良市におけるごみ処理量は約1万2千トン、12%減少しているにもかかわらず、ごみ処理単価は10キログラムにつき27円、11.2%増加しています。これは、奈良市が老朽化した現在の奈良市環境清美センターの建てかえを怠るなど、非効率で高コストなごみ処理を続けてきた結果であり、そのツケを排出事業者にのみ転嫁することは容認できません。
2. 奈良市清掃業務審議会は既に平成21年3月に家庭系一般廃棄物の収集を有料化すべきとの答申を奈良市に提出しているが、奈良市はこれを放置したままであり、ごみ処理費

用の負担増を排出事業者にのみ求めることはバランスを欠いています。

3. 本答申は、「市外の事業所から排出された一般廃棄物の流入が懸念される」としてはいますが、そのような流入の事実が実際にこれまでであったのか、その詳細について全く明らかにされていません。
4. 本答申は、今般の値上げにより、「ごみ減量効果があらわれるよう、ごみの排出量の削減方法の丁寧な説明を行う」ことを奈良市に求めています。しかし、奈良市内の排出事業者は、既に①瓶、缶、②ペットボトル、③発泡スチロール、④新聞、雑誌、段ボール等の紙類、⑤その他の可燃物の5種類に分別した上で、一般廃棄物処理業者に引き渡しており、このうち奈良市が引き取っているのは、⑤その他の可燃物のみです。①から④までの廃棄物については、高額な手数料を支払って最終的には産業廃棄物処分業者に処分を委託しており、既にごみの分別は徹底されています。この上、⑤その他の可燃物の処理手数料を値上げしたところで、ごみ排出量の削減につながるとは考えられません。
5. 消費税増税が31年より施行されることが決定され、消費が大きく後退するおそれがあるこの時期に、なぜ大きな値上げを行うのか理解できません。
6. ゴミ焼却場の老朽化に伴うコスト増は周知の事実であり、根本的な対策もされていません。これは運営放棄と考えられてもおかしくないと思われます。

以上のことから、今回の値上げの理由はいずれも合理性がなく、納得のいくものではありません。また、私たち排出事業者は適切妥当なごみ処理コストの負担を回避したいのではなく、排出事業者、市民、一般廃棄物処理業者等の意見を公平に聞く場を設けていただき、奈良市における効果的なごみ排出量の削減方法と公平で納得のいくコスト分担のあり方を求めていますので、今回の一般廃棄物処理手数料等の値上げには反対し、お願いいたします。

どうか我々市内の中小零細企業の健全な育成を御支援いただけますようお願い申し上げます。